

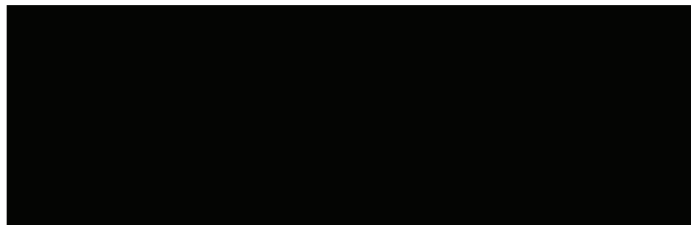
議案第 5 号

損害賠償の額を定めることについて

町は、次のとおり損害を賠償するものとする。

1 賠償金額 707,478 円

2 賠償の相手方



3 賠償の理由 令和元年 9 月 9 日午前 7 時頃、台風 15 号に伴う強風により越の山公園の樹木が倒れ、当該公園に近接する住宅の敷地に駐車していた自動車のフロントガラス、屋根、ボンネット等を破損したため、その損害を賠償するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

損害賠償の額を定めるため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 13 号の規定により提案する。